

個別規程 IIJ ID ガバナンス管理サービス

令和 7 年 11 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ ID ガバナンス管理サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
Basic	汎用的な SCIM プロトコル対応サービスに加え、独自 API を持ったサービスに対して ID ガバナンス機能を提供するもの
Standard	Basic の機能に加え、IIJ ID ガバナンス管理サービスにおいて API を利用する機能を提供するもの
Basic(検証)	Basic の機能を検証用環境(ただし機能水準は Basic より劣後しており、かつ、第 6 条に定める品質保証を含めいかなる品質保証も適用されない環境とします。)で提供するもの
Standard(検証)	Standard の機能を検証用環境(ただし機能水準は Standard より劣後しており、かつ、第 6 条に定める品質保証を含めいかなる品質保証も適用されない環境とします)で提供するもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJ ID ガバナンス管理サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ ID ガバナンス管理サービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第 3 条(利用資格)

IIJ ID ガバナンス管理サービスを利用するには、IIJ ID サービスの契約者である必要があります。

第 4 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ ID ガバナンス管理サービスの品目につき、その変更を請求することができるものとします。ただし、Basic から Standard への変更又は Basic(検証)から Standard(検証)への変更に限ります。

第 5 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ ID ガバナンス管理サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) マスタ管理プラスオプション

IIJ ID ガバナンス管理サービスにおけるロールのカスタマイズ、アクセス制限等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。マスタ管理プラスオプションには基本と検証のタイプがあります。

3 タイプを基本とするマスタ管理プラスオプションを利用するには、品目を Basic 又は Standard とする IIJ ID ガバナンス管理サービス契約が必要です。また、タイプを検証とするマスタ管理プラスオプションを利用するには、品目を Basic(検証)又は Standard(検証)とする IIJ ID ガバナンス管理サービス契約が必要です。

4 マスタ管理プラスオプションの利用における最低利用期間はありません。

5 契約者は、オプションサービスのみを解除することはできません。

第 6 条(品質保証)

品目を Basic 又は Standard とする IIJ ID ガバナンス管理サービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 可用性

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 7 条(サービスの廃止)

当社は、イエンドが、IIJ ID ガバナンス管理サービスに対応するソフトウェアの提供を終了した場合、当該ソフトウェアに対応する IIJ ID ガバナンス管理サービスを廃止します。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ID ガバナンス管理サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 IIJ ID ガバナンス管理サービスに対応する IIJ ID サービスが解除された場合、IIJ ID ガバナンス管理サービス契約は同日で解除されるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ ID ガバナンス管理サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ ID ガバナンス管理サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 10 条(品質保証違背時の減額)

IIJ ID ガバナンス管理サービスにおいて、第 6 条(品質保証)に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJ ID ガバナンス管理サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJ ID ガバナンス管理サービスは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) IIJ ID ガバナンス管理サービスにより保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 12 条(機能の制限)

IIJ ID ガバナンス管理サービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のサーバへのアクセスを制限する場合があります。

附則

令和 6 年 7 月 1 日施行

この契約約款は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 7 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 11 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ ID ガバナンス管理サービスにおける品質保証 [第 6 条関係]

(1) 品質保証基準

当社が指定する環境から、IIJ ID ガバナンス管理サービスの管理画面にログインが可能であること。ただし、当社が契約者に対し、一般規程第 24 条(利用の中止)第 2 項に定める IIJ インターネットサービスの提供の中止を通知した場合を除きます。

(2) 品質保証違背時の減額

1 回の利用不能時間につき、以下のとおりの金額について減額を行うものとする。

時間	金額
30 分超 60 分以内	基本料金(月額)の 90 分の 1
60 分超 12 時間以内	基本料金(月額)の 30 分の 1
12 時間超 24 時間以内	基本料金(月額)の 10 分の 1
24 時間超 3 日以内	基本料金(月額)の 5 分の 1
3 日超 7 日以内	基本料金(月額)の 3 分の 1
7 日超 14 日以内	基本料金(月額)の 2 分の 1
14 日超	基本料金(月額)の全額

別紙 2 IIJ ID ガバナンス管理サービスにおける料金等 [第 9 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ ID ガバナンス管理サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

マスタ管理プラスオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ ID ガバナンス管理サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

マスタ管理プラスオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額。